

平成 30 年 6 月 6 日

地震動予報業務許可事業者 各位

気象庁総務部情報利用推進課

予報業務の許可等に関する審査基準の一部改正に伴う地震動の予報における「予報を行おうとする現象」の変更について

平素より気象庁の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当庁において、平成 30 年 3 月 22 日から、巨大地震が発生した際でも精度よく震度予想できる手法（PLUM（*1）法）を導入した緊急地震速報の運用を開始し、予報業務許可事業者におかれましても同様の手法で地震動の予報業務が可能となるよう、平成 30 年 3 月 30 日に気象業務法施行規則を改正し公布したところです。

また、予報業務許可の審査を行うには、PLUM 法と同様の手法に関する審査基準を定める必要があることから、平成 30 年 3 月 30 日から 4 月 28 日までの 30 日間に「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準の一部改正」に関する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。パブリックコメントにおいて意見等はなかったことから、原案の通り、従来「地震動」のみであった「予報を行おうとする現象」を、平成 30 年 7 月 1 日からは以下の 2 つに区分することとします。

① 地震動（震源由来震度）：

地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に基づき、地震動の震源からの距離による減衰を考慮し、震度により地震動を予想するもの

② 地震動（波面伝播非減衰震度）：

地震の発生時刻、震源の位置、地震の規模に加えて、「その他の予報資料」（*2）に基づき、一定の条件下において地震動の距離による減衰を考慮せず、震度により地震動を予想するもの

本審査基準の改正前に地震動の予報業務許可を得た事業者は、改正後は、前述の 2 つの区分のうち地震動（震源由来震度）のみを「予報を行おうとする現象」として許可を得たものとみなします。また、これらの事業者が新たに設けられる区分の地震動（波面伝播非減衰震度）を「予報を行おうとする現象」に含めようとする場合には、変更認可を受けることが必要です。

* 1 Propagation of Local Undamped Motion の略

* 2 改正後の気象業務法施行規則第十条の二第一号イに定めるもの

（本件担当）

気象庁総務部情報利用推進課

第二民間気象業務推進係長 栢野

TEL : 03-3212-8341（内線 4786）